

在宅被疑者の取調べの許容性について（2・完）

—その違法性の実質に関する議論を中心に—

金子 章

第一章 はじめに

第二章 捜査に対する法的規律

第一節 適正手続の保障の意義

第一款 憲法 13 条の趣旨

第二款 憲法 31 条の趣旨

第二節 捜査手続における適正手続の保障とその具体化

第一款 捜査の定義

第二款 強制処分に対する法的規律

第三款 任意処分に対する法的規律

第三節 小括

(以上第 19 卷 1 号)

第三章 在宅被疑者の取調べの許容性に関する理論的考察

第一節 逮捕・勾留の目的

第二節 取調べ受忍義務の肯否

第三節 在宅被疑者の取調べの許容性

第一款 在宅被疑者の取調べの法的性質

第二款 在宅被疑者の取調べに対する法的規律

第一項 最高裁判例の状況—その基本的枠組み

第二項 任意取調べの違法性の実質—学説の状況を踏まえて

第四節 小括

第四章 おわりに—本稿の総括

(以上本号)

第三章 在宅被疑者の取調べの許容性に関する理論的考察

本章では、前章での検討の成果を踏まえつつ、在宅被疑者の取調べの許容性という問題について、理論的考察を行う。もっとも、その前提として、逮捕・勾留の目的ないし存在意義、および、いわゆる取調べ受忍義務の肯否といった問題についても言及する。

以下では、まず始めに、逮捕・勾留は何のために存在するのか、逮捕・勾留の目的という点について、正面から検討を加える（第一節）。続いて、被疑者はいわゆる取調べ受忍義務を負うのか、取調べ受忍義務の肯否について検討を加える（第二節）。その上で、最後に、最高裁判例を素材にしながら、在宅被疑者の取調べの許容性について検討を及ぼすことにする（第三節）。

第一節 逮捕・勾留の目的

一 刑法上、被疑者の身体・行動の自由を侵害する身柄拘束処分として²⁶⁾、逮捕・勾留という処分が規定されているが、この逮捕・勾留という処分をめぐるのは、逮捕・勾留の目的いかん、すなわち、そもそも逮捕・勾留は何のために存在しているのか、という基本的な問題が提起されている²⁷⁾²⁸⁾。

この点、逮捕・勾留という処分が、それ自体として独立した捜査処分としての性格を有していることは明らかといえよう²⁹⁾。そして、逮捕・勾留が捜査処分としての性格を持つとするならば、それは、犯人を特定し処罰するための証拠を収集・保全するための処分として位置づけられなければならないはずである。

このように考えると、結局のところ、逮捕・勾留は、供述証拠の収集・保全に向けられた処分、すなわち、被疑者の取調べを目的とする処分であると解するのが妥当であるように思われる³⁰⁾³¹⁾³²⁾。

二 もっとも、これに対して、学説上は、逮捕・勾留の要件として被疑者の逃亡のおそれ及び罪証隠滅のおそれが掲げられていることを論拠として³³⁾、

逮捕・勾留は、被疑者の逃亡や罪証隠滅の防止を目的とする処分であると理解する見解が一般的である³⁴⁾。

しかしながら、このような見解が採用する論理には、根本的な疑問がある。すなわち、逮捕・勾留は何のために存在しているのかという逮捕・勾留の目的に関する問題と、逮捕・勾留はどのような場合に行うことが許されるのかという逮捕・勾留の要件に関する問題とは別個の問題であり、理論的には明確に区別されるべきであるにもかかわらず、上記見解においては、それが混同されている嫌いがあるのである。

逮捕・勾留の要件というものは、まさに、逮捕・勾留の「要件」に過ぎないのであって、そこから、逮捕・勾留の「目的」に関して、一定の帰結が導かれるわけではない。逮捕・勾留の要件として、被疑者の逃亡のおそれ及び罪証隠滅のおそれが掲げられているとしても、そのことは、逮捕・勾留の目的は被疑者の逃亡や罪証隠滅の防止にあるとの帰結を導く論拠にはなり得ないのである³⁵⁾。

そもそも、逮捕・勾留の目的はいかなる点にあるのかという問題は、それ自体として正面から検討されるべき性質のものであり、そこでは、逮捕・勾留の捜査としての性格というものに着目して論じられる必要があるというべきなのである³⁶⁾。

次節では、逮捕・勾留は取調べを目的とする処分であるとの理解を前提にしながら、いわゆる取調べ受忍義務の肯否について論じることしよう。

第二節 取調べ受忍義務の肯否

一 刑法 198 条 1 項は、捜査機関は、「犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる」と規定している。

これによれば、逮捕・勾留という身柄拘束処分の対象になっていない被疑者、

すなわち、在宅被疑者については、取調べのための出頭・滞留義務、すなわち、取調べ受忍義務を負わないことは明らかであろう³⁷⁾³⁸⁾。

二 他方で、逮捕・勾留という身柄拘束処分の対象になっている被疑者については、どのように考えるべきであろうか³⁹⁾。

この点、逮捕・勾留という身柄拘束処分の対象になっている被疑者については、刑法198条1項但書を反対解釈することにより、取調べ受忍義務を負うものと解するのが素直な解釈のあり方というべきであろう⁴⁰⁾⁴¹⁾⁴²⁾。そしてまた、このような身柄拘束中の被疑者に関する理解は、逮捕・勾留は取調べを目的とする処分であるとの理解とも整合的であるといえよう⁴³⁾。すなわち、逮捕・勾留は取調べを目的とする処分であるとの理解を前提にするならば、その効果として、身柄拘束中の被疑者が取調べ受忍義務を負わなければならないのは当然の帰結であると考えられるのである⁴⁴⁾⁴⁵⁾。

このようなことからすると、身柄拘束中の被疑者に関しては、取調べ受忍義務を負うものと解するのが理論的には妥当であるように思われる。

三 もっとも、このような身柄拘束中の被疑者に関する理解に対しては、取調べ受忍義務と供述拒否権（黙秘権）の保障（刑法198条2項、憲法38条1項）との整合性といった観点からの疑問も提起されよう。すなわち、取調べ受忍義務を課すことは、供述拒否権（黙秘権）を侵害し、供述拒否権（黙秘権）の保障と抵触することになるというのである⁴⁶⁾。

しかしながら、取調べ受忍義務を課すか否かという問題と、供述拒否権（黙秘権）を侵害するか否かという問題は別個の問題であり、理論的には明確に区別すべきものであって、身柄拘束中の被疑者に取調べ受忍義務を課したとしても、そのことから直接、供述拒否権（黙秘権）を侵害するとの帰結が導き出されるわけではないはずである⁴⁷⁾⁴⁸⁾。

このように考えると、取調べ受忍義務と供述拒否権（黙秘権）の保障との整合性といった観点からの疑問は成り立たないといわざるを得ないように思われる。

四 以上の検討を纏めると、結局のところ、身柄を拘束されていない在宅被疑者に関しては、取調べ受忍義務が否定されることになるのに対して、身柄拘束中の被疑者に関しては、取調べ受忍義務が肯定されることになるのである。

第三節 在宅被疑者の取調べの許容性

本節では、上述したような取調べ受忍義務に関する理解を前提としながら、在宅被疑者の取調べの許容性について、理論的検討を行うこととする。

以下では、まず、在宅被疑者の取調べの法的性質を確認し(第一款)、その上で、最高裁判例を素材にして、在宅被疑者の取調べに対する法的規律のあり方について、検討を加えることにする(第二款)。

第一款 在宅被疑者の取調べの法的性質

先に述べたように、身柄を拘束されている被疑者とは異なり、身柄を拘束されていない在宅被疑者に関しては、取調べ受忍義務を負わないことは明らかとすべきであり、取調べを受けるか否かは、被疑者の自由な意思決定に委ねられることになる。したがって、在宅被疑者の取調べは、あくまでも被疑者の任意に基づくものでなければならないのである⁴⁹⁾。

第二款 在宅被疑者の取調べに対する法的規律

第一項 最高裁判例の状況—その基本的枠組み

一 それでは、このような在宅被疑者に関する任意取調べに対しては、いかなる法的規律が課されることになるのであろうか。この点については、二つの最高裁判例が注目されるべきであろう。

第一に、最高裁昭和59年2月29日決定(高輪グリーンマンション殺人事件)⁵⁰⁾は、警察署に任意同行した殺人事件の被疑者について、4夜にわたり捜査官の手配した宿泊施設に宿泊させた上、前後5日間にわたり、連日、午前中から夜間遅くに至るまで長時間取調べを行ったという事案において、「任意捜査の一

環としての被疑者に対する取調べは、・・・強制手段によることができないというだけでなく、さらに、事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において、許容されるものと解すべきである」とした上で、本件取調べは、「任意捜査の方法として必ずしも妥当とはいえないところがあるものの、被告人が任意に応じていたものと認められるばかりでなく、事案の性質上、速やかに被告人から詳細な事情及び弁解を聴取する必要性があったものと認められることなどの本件における具体的状況を総合すると、結局、社会通念上やむを得なかったものというべく、任意捜査として許容される限界を越えた違法なものであったとまでは断じ難い」と判示している⁵¹⁾。

第二に、最高裁平成元年 7 月 4 日決定 (平塚ウェイトレス殺し事件)⁵²⁾は、午後 11 時過ぎに警察署へ任意同行した強盗殺人事件の被疑者を一睡もさせずに徹夜で取調べを続行し、翌日の午後 9 時 25 分に逮捕するまで、合計 22 時間に及ぶ長時間の取調べを行ったという事案において、「任意捜査の一環としての被疑者に対する取調べは、事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において、許容されるものである (最高裁昭和・・・59 年 2 月 29 日第二小法廷決定・刑集 38 巻 3 号 479 頁参照)」と述べた上で、結論として、「本件取調べは、社会通念上任意捜査として許容される限度を逸脱したものであったとまでは断ずることができ」ないと判示している⁵³⁾。

二 先に述べたように、在宅被疑者の取調べは任意の取調べとして行われるべきところ、上記最高裁判例によれば、このような取調べは任意捜査として位置づけられるとともに⁵⁴⁾、最高裁昭和 51 年 3 月 16 日決定⁵⁵⁾が示したような任意捜査に対する法的規制に服すべきものとされている⁵⁶⁾。すなわち、任意捜査としての任意取調べに関しては、法益侵害の性質・程度と当該手段方法の広義の必要性とが合理的権衡を保っており、具体的状況の下で捜査手段として「相当」と認められる限りにおいて、許容されることになるのである⁵⁷⁾。

したがって、その意味では、任意取調べといえども、まったく無条件に許容されるわけではないのである⁵⁸⁾。

第二項 任意取調べの違法性の実質—学説の状況を踏まえて

一 さて、このように、任意取調べに対しては、昭和51年3月16日決定が示したような比較衡量に基づく任意捜査の適法性の判断枠組みが妥当することを前提にするならば、そもそも、そこにおいて比較衡量されるべき法益侵害の内容、すなわち、任意取調べにおける違法性の実質については、果たして、どのように考えるべきなのであろうか⁵⁹⁾。この点をめぐっては、すでに、学説上、活発な議論が展開されているところである。以下では、従来の学説の議論状況を踏まえながら、この点について、あらためて検討を加えることにしよう。

二 まず、任意取調べにおける法益侵害の内容として、取調べを受けるか否かの意思決定の自由の侵害というものを想定できるとの見解が主張されている⁶⁰⁾。しかしながら、このような見解には、疑問が残る。

第一に、取調べを受けるか否かの意思決定の自由に対する制約は、その性質上、任意処分どころか、強制処分としても、およそ許容されるものではないというべきである⁶¹⁾。

第二に、仮に取調べを受けるか否かの意思決定の自由に対する制約を任意処分の範疇に含めて考えることができるとしても、取調べを受けるか否かの意思決定の自由の侵害というものは、本来、あるかないかの性格を有するものであり、その侵害の程度というものは考えられない。そうだとすると、そのような法益侵害は、最高裁判例が示したような比較衡量の枠組みには馴染まないものといわざるを得ないのである⁶²⁾。

第三に、そもそも、任意の取調べであることは当然の前提とされている以上、取調べを受けるか否かの意思決定の自由の侵害というものは、およそ問題となり得る余地はないというべきであろう。

このようなことからすると、任意取調べにおける法益侵害の内容として、取

調べを受けるか否かの意思決定の自由の侵害というものを想定することは困難であるように思われる。

三 これに対して、任意取調べにおける法益侵害の内容として、他者（国家）の干渉を受けることなく自己決定する自由の侵害というものを想定できるとの見解が主張されている⁶³⁾。すなわち、意思決定の自由は確保されているとしても、意思決定の過程で外部から受けた働きかけについては、このような人格的価値に対する制約として、その限度を問題とし得るとし、これと取調べの必要性とを比較衡量することは、理論的にも正当化され得るといのである⁶⁴⁾。

たしかに、国家の干渉を受けることなく自己決定する自由の侵害というものを任意捜査の範疇に含めて考えることは可能といえよう⁶⁵⁾。しかしながら、このような見解には、疑問が残る。

第一に、国家の干渉を受けることなく自己決定する自由の侵害については、その侵害の程度というものは想定できないのであり、比較衡量は考えられないように思われる⁶⁶⁾。そうだとすると、そのような法益侵害は、最高裁判例が示したような比較衡量の枠組みには馴染まないものと言わざるを得ない。

第二に、そもそも、任意取調べの場面における、国家の干渉を受けることなく自己決定する自由は、憲法上保護に値する価値といえるかは疑問である。任意取調べの場面における国家の干渉を受けることなく「自己決定する自由」とは、具体的には「取調べを受けるか否かの自己決定の自由」を意味するところ、憲法学上、保護の対象として指摘されているのは、「個人が一定の私的事項について権力による介入・干渉を受けずにみずから決定することができる権利」⁶⁷⁾ないし「個人の人格的生存にかかわる重要な私的事項を公権力の介入・干渉なしに各自が自律的に決定できる自由」⁶⁸⁾にとどまるのであって⁶⁹⁾、少なくとも、取調べを受けるか否かというような公的事項についてまで、国家の干渉を受けることなく自己決定する自由の保障が及ぶものとは考えられていないのである。

このようなことからすると、任意取調べにおける法益侵害の内容として、国

家の干渉を受けることなく自己決定する自由の侵害というものを想定することは困難であるように思われる。

四 次に、取調べに任意に応じていた場合であっても、それに伴って、被疑者は「不利益ないし負担」、すなわち、「精神的、肉体的苦痛や疲労」を負うことになることに着目し、これをもって、任意取調べにおける法益侵害の内容として位置づけようとする見解が主張されている⁷⁰⁾。

なお、最高裁は、任意取調べにおける法益侵害の内容として、いかなるものを想定しているのかは必ずしも明らかではないが、「たとえ任意捜査としてなされるものであっても、被疑者の心身に多大の苦痛、疲労を与えるものであるから、特段の事情がない限り、容易にこれを是認できるものではない」と判示していることからすると⁷¹⁾、同様の理解に立っているものと見ることができよう。

たしかに、このような取調べに伴う不利益ないし負担といったものを任意捜査の範疇に含めて考えることは可能であるといえよう⁷²⁾。しかしながら、被疑者が取調べを受けることに対して任意に同意しているのであれば、その取調べに伴う効果としての不利益ないし負担に対しても、同意の効果が当然に及んでいるものと解するべきなのであり、そうだとすれば、このような不利益ないし負担といったものを捉えて、法益侵害の内容として位置づけることは困難というべきであろう⁷³⁾⁷⁴⁾。

五 また、任意取調べにおける法益侵害の内容として、「捜査の適正」の侵害というものを想定できるとの見解も主張されている⁷⁵⁾。しかしながら、このような見解に対しては、根本的な疑問を呈さざるを得ない。

そもそも、すでに述べたとおり⁷⁶⁾、任意捜査の適法性の判断枠組みにおいて比較衡量されるべき法益侵害とは、当該捜査手法の違法性を基礎づけるものとしての性格を有するものであり、その内容としては、権利利益の侵害、すなわち、憲法13条違反と評価されるべきものでなければならぬはずなのである。そうだとすると、「捜査の適正」という道徳的・倫理的価値に対する侵害

は⁷⁷⁾、理論的には、およそ法益侵害の内容たりえないというべきであろう⁷⁸⁾。ましてや、「捜査の適正」という価値を保護する必要性があるとしても⁷⁹⁾、そのことから直ちに、「捜査の適正」の侵害を法益侵害の内容に含めることが正当化されるわけではないのである。

このようなことからすると、「捜査の適正」に対する侵害を法益侵害の内容として認めることは困難であるというべきであろう。

六 以上の検討からすると、任意取調べにおいては、なんらの法益侵害も想定し得ないようにも見える⁸⁰⁾。そうだとすると、そもそも、任意取調べに対して、昭和51年3月16日決定が示したような任意捜査の適法性の判断枠組みを適用することは、理論的正当性を欠くと評価せざるを得ないことになるのであろうか⁸¹⁾。

しかしながら、任意取調べにおいても、やはり、具体的な法益侵害を見出すことは可能といえよう。すなわち、被疑者が任意に取調べに応じているとしても、捜査機関側による被疑者への働きかけという側面に着目するならば⁸²⁾、一定の法益侵害、具体的には、「取調べを受けるか否かの意思決定の自由の侵害の危険」というものを想定することは可能であるように思われるのである。もちろん、このような法益侵害は、任意捜査の範疇に含めて考えることができるものである。そして、このような法益侵害の程度は、捜査機関側の被疑者に対する働きかけの態様との関係で決まるのであり、捜査機関側の働きかけが強い場合、例えば、働きかけが執拗であるなどの場合であれば、法益侵害の程度は高いものと評価されることになろう⁸³⁾。

このようなことからすると、任意取調べの適法性は、「取調べを受けるか否かの意思決定の自由の侵害の危険」の程度と取調べの必要性とが合理的権衡を保っており、具体的状況の下で「相当」といえるかに基づいて判断されるべきなのであり、そして、その限りにおいて、最高裁昭和51年3月16日決定が示したような任意捜査の適法性の判断枠組みは、任意取調べの場面においても、理論的に成り立ち得るものであると考えられるのである。

第四節 小括

一 本章では、逮捕・勾留の目的、および被疑者の取調べ受忍義務の肯否といった点に言及しつつ、在宅被疑者の取調べの許容性という問題について、検討を加えてきたが、そこでの検討の結果を纏めておくことにする。

二 逮捕・勾留という処分は、それ自体として独立した捜査処分としての性格を有するものである。そうだとすれば、それは、犯人を特定し処罰するための証拠を収集・保全するための処分、すなわち、被疑者の取調べを目的とする処分として理解することができる。

三 逮捕・勾留という身柄拘束処分の対象となっていない在宅被疑者については、刑訴法 198 条 1 項但書から、取調べのための出頭・滞留義務、すなわち、取調べ受忍義務を負わないことは明らかである。他方で、逮捕・勾留という身柄拘束処分の対象となっている被疑者については、刑訴法 198 条 1 項但書を反対解釈することにより、取調べ受忍義務を負うものと解される。このような理解は、逮捕・勾留の目的に関する理解とも整合性を有するものといえる。また、供述拒否権（黙秘権）との抵触といった点も問題とはなり得ないのである。

四 身柄を拘束されていない在宅被疑者は、身柄を拘束されている被疑者とは異なり、取調べ受忍義務を負うものではない。その意味で、取調べを受けるか否かは、被疑者の自由な意思決定に委ねられることになる。もっとも、このような任意取調べといえども、無条件に許されるものではない。これに対しては、最高裁昭和 51 年 3 月 16 日決定が示したような任意捜査の適法性の判断枠組みが適用されることになる。すなわち、具体的には、任意取調べの適法性は、「取調べを受けるか否かの意思決定の自由の侵害の危険」の程度と取調べの必要性とが合理的権衡を保っており、具体的状況の下で「相当」といえるかという基準に基づいて判断されることになるのである。

第四章 おわりに一本稿の総括

一 本章では、最後に、第二章および第三章で行われてきた検討を総括し、それをもって、本稿の結びとする。

二 憲法13条は、国家は、個人の基本的人権の保障と公共の福祉の維持という二つの憲法上の義務を負うことを前提としながら、その相対立する二つの義務の間のバランスを図るべきことを要請している。憲法31条は、このような要請が刑事手続においても妥当することを確認ないし強調するものである。そして、このような憲法上の要請を受け、刑事手続に関して、国家が負うべき二つの義務の間の調整のあり方についての具体的かつ基本的な枠組みを提示しているのが、刑訴法である。

三 犯人を特定し処罰するための証拠を収集・保全するための活動である捜査においては、強制処分と任意処分が用いられる。このうち、強制処分に対しては、刑訴法は、強制処分法定主義（刑訴法197条1項但書）という法的規律を設けているが、これは、強制処分における、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障との調整の具体的な表れと見ることができる。他方で、任意処分に対しては、刑訴法は、特に法的規律を設けてはいないが、判例上、法益侵害の質・程度（義務違反の質・程度）、すなわち、違法性の質・程度と当該手段方法の広義の必要性とが合理的権衡を保っており、具体的状況の下で「相当」と評価される限りにおいて行うことができるとの判断が示されているところである。これは、任意処分における、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障との調整の具体的な表れと見ることができる。

四 逮捕・勾留という処分は、それ自体として独立した捜査処分としての性格を有するものである。したがって、それは、犯人を特定し処罰するための証拠を収集・保全するための処分、すなわち、被疑者の取調べを目的とする処分として位置づけられる。そして、このような逮捕・勾留の対象となっている被疑者については、刑訴法198条1項但書を反対解釈することにより、取調べ受

忍義務を負うものと解されるが、このような理解は、逮捕・勾留の目的に関する理解とも整合的である。

五 他方で、逮捕・勾留の対象となっていない在宅被疑者については、刑訴法 198 条 1 項但書から、取調べ受忍義務を負わないことが明らかである。その意味で、取調べを受けるか否かは、被疑者の自由な意思決定に委ねられることになる。もっとも、任意取調べといえども、無条件に許されるのではなく、最高裁昭和 51 年 3 月 16 日決定が示したような任意捜査の適法性の判断枠組み、具体的には、「取調べを受けるか否かの意思決定の自由の侵害の危険」の程度と取調べの必要性とが合理的権衡を保っており、具体的状況の下で「相当」といえるかという基準に基づいて、その適法性が判断されることになるのである。

(2010 年 2 月脱稿)

*本稿は、平成 22 年度科研費補助金・若手研究 (B) による研究成果の一部である。

-
- 26) 酒巻匡「身体拘束処分に伴う諸問題」法学教室 291 号 (2004 年) 94 頁、田中ほか・前掲注 9) 68 頁、椎橋編・前掲注 21) 32 頁〔大野正博〕など。
 - 27) 三井・前掲注 18) 9 頁、白取・前掲注 11) 153 頁、福井・前掲注 11) 103 - 4 頁など参照。
 - 28) この点をどのように考えるかは、無論、逮捕・勾留をめぐるその他の問題にも大きな影響を及ぼすことになる。
 - 29) 酒巻・前掲注 11) 60 頁、田中ほか・前掲注 9) 61 頁〔田中開〕、田口・前掲注 1) 42 頁、福井・前掲注 11) 102 頁、高田・前掲注 18) 349 頁、小林・前掲注 11) 82 頁、上口・前掲注 11) 59 頁、池田＝前田・前掲注 11) 79 頁、井戸田・前掲注 11) 94 頁、藤永幸治ほか編『大コメンタール刑事訴訟法 (第 3 巻)』(1996 年) 156 頁〔馬場義宣〕など。
 - 30) 実務では、逮捕・勾留は取調べのためのものとして理解されているとされる。平川宗信・前掲注 9) 227、244 頁参照。
 - 31) 刑訴規則 143 条の 3 は、「被疑者が逃亡する虞がなく、かつ罪証を隠滅する虞がない等」と規定しているが、「被疑者が逃亡する虞」や「罪証を隠滅する虞」は取調べの必要性を基礎付ける類型的事情の例示と見るべきであり、「等」とは、その他の取調べの必要性を基礎付ける類型的事情がないことを意味するものと解すべきであろう。したがって、逆に言えば、「被疑者が逃亡する虞」、「罪証を隠滅する虞」、ないし、その他の取調べの必要性を基礎付ける類型的事情の存在が、逮捕の要件として必要となるものというべきである。

- 32) 逮捕・勾留が認められると、取調べのための身柄拘束が行われることになるが、公共の福祉の維持と個人の基本的な人権の保障の調整という見地から、取調べのための身柄拘束は、一定の期間に制限されている。したがって、あくまでも、起訴前の身柄拘束期間は、取調べのための期間として位置づけられるべきものである。なお、最判昭和37年7月3日民集16巻7号1408頁参照。また、逮捕・勾留の目的に関する通説的立場からの起訴前の身柄拘束期間の趣旨に関する理解につき、例えば、松尾・前掲注1) 54-5、104頁、川出敏裕『別件逮捕・勾留の研究』(1998年) 68-9頁【以下、「川出①」として引用】、川出敏裕『別件逮捕・勾留と余罪取調べ』刑法雑誌35巻1号(1995年) 4頁【以下、「川出②」として引用】、酒巻匡『供述証拠の収集・保全(3)』法学教室290号(2004年) 79頁、「論争・刑事訴訟法(16)〈対談〉接見交通権と取調べ」法学セミナー579号(2003年) 92-3頁〔長沼範良〕、長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』(2005年) 97頁〔大澤裕〕、101頁〔佐藤隆之〕、佐藤隆之「別件逮捕・勾留と余罪取調べ」井上正仁編『刑事訴訟法判例百選(第8版)』(2005年) 41頁など参照。
- 33) なお、刑訴規則143条の3の「等」の理解につき、三井・前掲注18) 10頁、福井・前掲注11) 103頁、小林・前掲注11) 83頁、後藤昭『捜査法の論理』(2001年) 62頁、佐々木史朗「逮捕・勾留の必要性」新関雅夫ほか『増補令状基本問題(上)』(1996年) 102頁、小林充「正当な理由のない捜査官への不出頭を理由とする逮捕の可否」新関雅夫ほか『増補令状基本問題(上)』(1996年) 110頁、渡辺修『被疑者取調べの法的規制』(1992年) 7頁、平良木・前掲注24) 113頁、長井圓『LSノート刑事訴訟法』(2008年) 38頁など参照。
- 34) 上口・前掲注11) 85頁、白取・前掲注11) 153頁、田口・前掲注1) 66頁、長沼ほか・前掲注32) 93頁〔長沼範良〕、97-8頁〔大澤裕〕、池田=前田・前掲注11) 114頁、福井・前掲注11) 161頁、福井厚編『ベーシックマスター刑事訴訟法』(2009年) 85頁〔山田直子〕、安富・前掲注11) 81頁、酒巻・前掲注32) 79頁、田宮・前掲注1) 74頁、光藤・前掲注23) 53頁、椎橋編・前掲注11) 67頁〔洲見光男〕、寺崎・前掲注18) 134頁、松尾・前掲注1) 52頁、鈴木②・前掲注1) 77頁、鈴木④・前掲注7) 72頁、小林・前掲注11) 82頁、椎橋編・前掲注21) 58頁〔滝沢誠〕、三井誠=酒巻匡『刑事手続法(第4版)』(2006年) 23頁、三井・前掲注18) 132頁、井戸田・前掲注11) 95頁、水谷規男『疑問解消刑事訴訟法』(2008年) 55-6、67、81頁、山本正樹ほか『プリメール刑事訴訟法』(2007年) 43頁〔松田岳士〕、椎橋隆幸編『プライマリー刑事訴訟法(第2版)』(2008年) 80頁〔香川喜八朗〕、渡辺・前掲注11) 65頁、多田辰也『被疑者取調べとその適正化』(1999年) 205-6頁、多田辰也「刑事訴訟における被疑者取調べの地位—取調べの比重軽減化への一試論—」刑法雑誌35巻1号(1995年) 17頁、井上正治「捜査の構造と人権の保障」日本刑法学会編『刑事訴訟法講座(第1巻)』(1963年) 119頁、三井誠ほか編『刑事手続(上)』(1988年) 192頁〔熊本典道〕、渥美・前掲注11) 51-2、73頁、村井編・前掲注11) 53頁〔大出良知〕、川出①・前掲注32) 20頁、川出②・前掲注32) 3頁など。

- 35) したがって、同様に、逮捕・勾留の要件として被疑者の逃亡のおそれ及び罪証隠滅のおそれが掲げられているとしても、そのことは、逮捕・勾留の目的は被疑者の取調べにはないとの帰結（上口・前掲注11）86頁、田口・前掲注1）66頁、渡辺・前掲注11）65頁、後藤・前掲注33）62頁、安富・前掲注11）202頁など参照）を導く論拠にもなり得ないのである。
- 36) なお、被疑者の任意同行であっても、身柄拘束と評価される事態に至れば、それは実質的に逮捕がなされたものと一般に考えられている（田中ほか・前掲注9）92頁〔田中開〕、田口・前掲注1）113頁、上口・前掲注11）74頁、安富・前掲注11）47頁、光藤・前掲注23）22－5頁、松尾・前掲注1）66頁、白取・前掲注11）108－9頁、平良木・前掲注24）107－8頁、河村博『公判に強い捜査実務101問（改訂第4版）』（2009年）92－3頁、佐々木正輝＝猪俣尚人『捜査法演習』（2008年）98－118頁〔佐々木正輝〕、渡辺・前掲注11）87頁、酒巻匡「供述証拠の収集・保全（2）」法学教室288号（2004年）71頁【以下、「酒巻①」として引用】、酒巻匡「任意取調べの限界について—二つの最高裁判例を素材として—」神戸法学年報7号（1991年）288頁【以下、「酒巻②」として引用】、大澤裕「演習」法学教室234号（2000年）121頁〔長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』（2005年）所収〕、佐藤隆之「在宅被疑者の取調べとその限界（一）」法学68巻4号（2004年）1頁、鈴木②・前掲注1）72－3頁、渡辺咲子『刑事訴訟法講義（第5版）』（2008年）62頁、長井・前掲注33）52頁、松尾浩也監修『条解刑事訴訟法（第4版）』（2009年）376頁、小田健司「任意同行と逮捕の始期」新関雅夫ほか『増補令状基本問題（上）』（1996年）131頁、福井編・前掲注34）48頁〔緑大輔〕、浅田和茂「宿泊を伴う取調べ」松尾浩也＝井上正仁編『刑事訴訟法判例百選（第6版）』（1992年）17頁など）。他方で、任意同行の目的は取調べにあると考えられている（「論争・刑事訴訟法（16）〈対談〉接見交通権と取調べ」法学セミナー579号（2003年）92頁〔長沼範良〕、上口・前掲注11）114頁、安富・前掲注11）46頁、光藤・前掲注23）23、95頁、松尾・前掲注1）64頁、松尾浩也「刑事訴訟法を学ぶ（第2回）」法学教室3号（1980年）49頁、田宮・前掲注1）128頁、三井・前掲注18）86、128頁、鈴木④・前掲注7）59頁、渡辺咲子『刑事訴訟法講義（第5版）』（2008年）62頁、酒巻匡「供述証拠の収集・保全（2）」法学教室288号（2004年）70頁、川端博＝辻協葉子『刑事訴訟法（新訂版）』（2007年）86頁〔辻協葉子〕、加藤・前掲注11）86頁、木藤繁夫「任意捜査の限界と実質的逮捕の始期」警察学論集34巻1号（1981年）163頁、頃安健司「任意捜査と自由の制限」石原一彦ほか編『現代刑罰法大系（5）刑事手続Ⅰ』（1983年）162頁、河村博『公判に強い捜査実務101問（改訂第4版）』（2009年）92頁、佐々木正輝＝猪俣尚人『捜査法演習』（2008年）97頁〔佐々木正輝〕など）。そうだとすれば、そこでは、逮捕の目的は取調べにあることが暗に認められているようにも思われる。仮に、逮捕の目的は被疑者の逃亡や罪証隠滅の防止にあると考えるのであれば、この点との整合性も問われることになろう。

- 37) 上口・前掲注11) 114頁、安富・前掲注11) 200頁、田口・前掲注1) 112頁、白取・前掲注11) 173頁、田中ほか・前掲注9) 94頁〔田中開〕、平良木・前掲注24) 249頁、三井＝酒巻・前掲注34) 74頁、小林・前掲注11) 98頁、三井・前掲注18) 128頁、田宮・前掲注1) 128頁、椎橋編・前掲注11) 104頁〔洲見光男〕、光藤・前掲注23) 95頁、酒巻匡「供述証拠の収集・保全(1)」法学教室287号(2004年)80頁【以下、「酒巻③」として引用】、酒巻匡「逮捕・勾留中の被疑者の取調べ受忍義務」松尾浩也＝井上正仁編『刑事訴訟法の争点(新版)』(1991年)56頁【以下、「酒巻④」として引用】、椎橋編・前掲注21) 58頁〔滝沢誠〕、松尾・前掲注1) 65頁、福井・前掲注11) 160頁、寺崎嘉博編『刑事訴訟法講義』(2007年)28頁〔加藤克佳〕、頃安・前掲注36) 162頁など。
- 38) なお、学説には、出頭・滞留義務と取調べ受忍義務を区別する立場もある(松尾・前掲注1) 67頁、酒巻③・前掲注37) 80-1頁、平良木・前掲注24) 251-2頁、長沼範良「接見交通権と取調べ反論」法学セミナー578号(2003年)102頁、「論争・刑事訴訟法(16)〈対談〉接見交通権と取調べ」法学セミナー579号(2003年)92頁〔長沼範良〕、佐藤隆之「被疑者の取調べ」法学教室263号(2002年)137頁、寺崎・前掲注18) 146頁。論者は、このような理解を前提とした上で、身柄拘束中の被疑者について、出頭・滞留義務を肯定しながらも(刑訴法198条1項但書)、黙秘権保障との関係から、取調べ受忍義務については否定するのである。しかしながら、出頭・滞留義務と取調べ受忍義務とは文言上は区別できるとしても、実質的に見て区別する必要があるのか、区別することができるのか、疑問である(田口・前掲注1) 115頁、「論争・刑事訴訟法(16)〈対談〉接見交通権と取調べ」法学セミナー579号(2003年)92頁〔後藤昭〕参照。その点は措くとしても、(被疑者の逃亡・罪証隠滅の防止を目的とする)逮捕・勾留が行われた場合に何ゆえ出頭・滞留義務が発生するのか、その理論的根拠は必ずしも明らかではないし、また、黙秘権保障との関係から、取調べ受忍義務の否定という帰結を導き出し得るのか、なお疑問が残る。そのほか、三井・前掲注18) 133頁も参照。
- 39) 身柄拘束中の被疑者に関する取調べ受忍義務をめぐる議論状況につき、椎橋隆幸「逮捕・勾留中の被疑者の取調べ」松尾浩也＝井上正仁編『刑事訴訟法の争点(第3版)』(2002年)58頁以下、酒巻④・前掲注37) 56頁以下参照。
- 40) 田中ほか・前掲注9) 94頁〔田中開〕、平良木・前掲注24) 249頁、池田＝前田・前掲注11) 93頁、上口・前掲注11) 114頁、渡辺・前掲注11) 98頁など参照。
- 41) 捜査実務も同様の理解に立つとされている。上口・前掲注11) 114頁、安富・前掲注11) 201頁、白取・前掲注11) 176頁、酒巻③・前掲注37) 80頁、酒巻④・前掲注37) 57頁、田宮・前掲注1) 130頁、多田辰也「被疑者の取調べ」法学教室197号(1997年)32頁、寺崎・前掲注18) 144-5頁、椎橋編・前掲注11) 104頁〔洲見光男〕、椎橋・前掲注39) 58頁、田中ほか・前掲注9) 95頁〔田中開〕、三井ほか編・前掲注34) 190-1頁〔熊本典道〕、高田昭正『被疑者の自己決定と弁護』(2003年)93、97頁、伊藤栄

- 樹ほか『注釈刑事訴訟法（新版）（第3巻）』（1996年）85頁〔東條伸一郎〕、田口・前掲注1）115頁、加藤康榮『適正捜査と検察官の役割』（2008年）26頁、上口ほか・前掲注11）70頁〔渡辺修〕など参照。なお、裁判例として、大阪高判昭和49年7月18日判時755号120頁、東京地決昭和49年12月9日刑月6巻12号1270頁、東京地決昭和50年1月29日刑月7巻1号63頁、青森地判昭和51年1月27日判時813号72頁、東京地判昭和51年2月20日判時817号126頁、津地四日市支決昭和53年3月10日判時895号43頁、東京高判昭和53年3月29日刑月10巻3号233頁、仙台高判昭和55年8月29日判時980号69頁、神戸地決昭和56年3月10日判時1016号138頁、東京地決昭和56年11月18日判タ457号69頁、浦和地判平成2年10月12日判時1376号24頁など参照。
- 42) 立法者の意図も取調べ受忍義務を肯定することにあつたとの指摘につき、三井ほか編・前掲注34）188頁〔熊本典道〕、平良木・前掲注18）313頁、三井・前掲注18）131頁参照。
- 43) 酒巻③・前掲注37）80頁、田口・前掲注1）114頁、鈴木②・前掲注1）83頁、安富・前掲注11）202頁、椎橋・前掲注39）58－9頁など参照。
- 44) なお、団藤重光『条解刑事訴訟法（上）』（1950年）365頁参照。
- 45) なお、逮捕・勾留の目的は被疑者の逃亡・罪証隠滅の防止にあることを前提にしながら、身柄拘束中の被疑者に取調べ受忍義務を認める見解もある（上口ほか・前掲注11）72頁〔渡辺修〕、渡辺・前掲注33）211頁、高田・前掲注18）335－6頁、池田＝前田・前掲注11）93、149頁、小林・前掲注11）98頁、頃安健司「身柄拘束中の被疑者の退出権」河上和雄編『刑事裁判実務大系（11）犯罪捜査』（1991年）457－8頁など）が、理論的整合性がとれるのか、大いに疑問がある。むしろ、逮捕・勾留の目的として被疑者の逃亡・罪証隠滅の防止を前提にする限りにおいて、身柄拘束中の被疑者に取調べ受忍義務を認めるのは理論的に困難であるというべきであろう。上口・前掲注11）114頁、三井ほか編・前掲注34）192頁〔熊本典道〕、小田中聰樹『ゼミナール刑事訴訟法（下）』（1988年）74頁なども参照。
- 46) 平野・前掲注18）106頁、平野龍一『刑事訴訟法概説』（1968年）70頁、白取・前掲注11）177頁、三井・前掲注18）132－3頁、渡辺・前掲注11）99頁、上口・前掲注11）114頁、三井ほか編・前掲注34）192頁〔熊本典道〕、高田・前掲注41）98頁、田宮・前掲注1）131頁、田口・前掲注1）114頁、安富・前掲注11）202頁、鈴木④・前掲注7）69－70頁、光藤・前掲注23）98－9頁、福井・前掲注11）161頁、福井編・前掲注34）104頁〔山田直子〕、椎橋編・前掲注11）105頁〔洲見光男〕、椎橋編・前掲注21）59頁〔滝沢誠〕、水谷・前掲注34）80－1頁、後藤・前掲注33）152頁、山本ほか・前掲注34）64頁〔松田岳士〕、井上・前掲注34）118頁、村井編・前掲注11）52頁〔大出良知〕、平川・前掲注9）227頁、瀧野貴生「被疑者取調べの課題」法律時報79巻12号（2007年）44頁、庭山英雄＝岡部泰昌『刑事訴訟法（第3版）』（2006年）74頁〔徳永光〕、黒木忍＝川端博編『刑事訴訟法』（1993年）62頁〔山田道郎〕など。

- 47) 最大判平成11年3月24日民集53巻3号514頁参照。藤永ほか編・前掲注29)162頁〔河村博〕、稲田伸夫「被疑者の取調べ－検察の立場から」三井誠ほか編『新刑事手続Ⅰ』(2002年)203頁も参照。
- 48) 実際的に見ても、例えば、取調べの場面において、雑談には付き合おうが、それ以外には答えないということはよくあることであろう。なお、寺崎・前掲注18)146頁参照。
- 49) 田宮・前掲注1)128頁、上口・前掲注11)114頁、田口・前掲注1)112-3頁、福井・前掲注11)85-6頁、椎橋編・前掲注11)104頁〔洲見光男〕、椎橋編・前掲注21)58頁〔滝沢誠〕、渡辺・前掲注11)86頁、安富・前掲注11)197頁、三井・前掲注18)128頁、三井=酒巻・前掲注34)74頁、植村一郎「任意取調べの限界」平野龍一=松尾浩也編『新実例刑事訴訟法〔Ⅰ〕』(1998年)65頁、上口ほか・前掲注11)69頁〔渡辺修〕、平川・前掲注9)227頁、高田・前掲注18)335頁、川端=辻脇・前掲注36)86頁〔辻脇葉子〕など参照。福岡地判平成3年12月13日判時1417号45頁も参照。
- 50) 最決昭和59年2月29日刑集38巻3号479頁。
- 51) なお、本決定には、木下、大橋両裁判官の少数意見が付されている。
- 52) 最決平成元年7月4日刑集43巻7号581頁。
- 53) なお、本決定には、坂上裁判官の反対意見が付されている。
- 54) なお、最高裁昭和59年2月29日決定における「強制手段によることができない」との判示部分の意味をめぐっては、学説上、若干の議論が見られる(大澤裕=川上拓一「任意同行後の宿泊を伴う取調べと自白の証拠能力」法学教室312号(2006年)78-80頁、大澤・前掲注36)121頁、長沼範良「被疑者をホテル等に宿泊させて続行した取調べの適否」『昭和59年度重要判例解説』ジュリスト838号(1985年)193頁、古江頼隆「演習」法学教室321号(2007年)192-3頁、佐々木=猪俣・前掲注36)379頁〔猪俣尚人〕など)。しかしながら、この点、「強制手段によることができない」との文言は、任意取調べは任意捜査の範疇に含まれることを言い換えた、ないし裏から規定し直したものに過ぎないというべきであり、それ以上でもそれ以下でもないというべきであろう。そして、このような理解は、後の最高裁平成元年7月4日決定が、最高裁昭和59年決定を引用しながらも、「強制手段によることができない」という部分については省略していることとも整合的であるように思われる。
- 55) 最決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁。
- 56) 長沼・前掲注54)193頁、芝原邦爾「宿泊を伴う取調べ」平野龍一ほか編『刑事訴訟法判例百選(第5版)』(1986年)17頁、佐藤・前掲注38)138頁、佐藤・前掲注36)4頁、酒巻②・前掲注36)290頁、酒巻①・前掲注36)75、77頁、大澤・前掲注36)121頁、大澤=川上・前掲注54)81頁〔大澤裕〕、川出・前掲注20)34頁、三井・前掲注18)129頁、寺崎・前掲注18)64頁、古江・前掲注54)192頁、上口・前掲注11)62、75頁、安富・前掲注11)48頁、田中ほか・前掲注9)65頁〔田中開〕、田宮裕=多田辰也『セ

- ミナー刑事手続法（証拠編）』（1997年）180頁、浅田・前掲注36）17頁、植村・前掲注49）68－9頁、佐々木＝猪俣・前掲注36）114頁〔佐々木正輝〕、379頁〔猪俣尚人〕など参照。
- 57) 井上・前掲注20）47頁、酒巻・前掲注20）64－7頁、大澤裕〔演習〕法学教室252号（2001年）162頁〔長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』（2005年）所収〕、佐藤・前掲注36）5頁、上口・前掲注11）61－2頁など参照。本稿第二章第二節第三款も参照。
- 58) なお、その後の下級審裁判例においても、最高裁判例と同様の枠組みが踏襲されている。たとえば、東京高判昭和60年5月27日刑月17巻5＝6号524頁、大阪高判昭和63年2月17日高判集41巻1号62頁、水戸地判平成4年4月9日判タ802号258頁、東京高判平成5年2月26日東高判時報44巻1－12号16頁、千葉地判平成11年9月8日判時1713号143頁、東京高判平成14年9月4日東高判時報53巻1－12号83頁など参照。
- 59) 大澤・前掲注36）121頁、酒巻②・前掲注36）290頁、川出・前掲注20）34頁、大澤＝川上・前掲注54）81頁〔大澤裕〕、佐藤・前掲注36）5頁、古江・前掲注54）193頁参照。
- 60) 芝原・前掲注56）17頁、光藤・前掲注23）25頁、大澤＝川上・前掲注54）82頁〔川上拓一〕、宇津呂英雄〔任意捜査における『相当性』〕警察学論集37巻5号（1984年）154頁、田宮＝多田・前掲注56）180頁。酒巻②・前掲注36）291頁、川出・前掲注20）34頁、佐藤・前掲注36）6頁も参照。
- 61) 井上・前掲注20）48頁、酒巻・前掲注20）69頁、田中ほか・前掲注9）66頁〔田中開〕参照。
- 62) 酒巻②・前掲注36）291頁、大澤・前掲注36）121頁、川出・前掲注20）34頁、佐藤・前掲注36）6頁、古江・前掲注54）193頁、酒巻①・前掲注36）77頁、浅田・前掲注36）17頁。三井・前掲注18）130頁も参照。
- 63) 大澤・前掲注36）121頁、大澤＝川上・前掲注54）83頁〔大澤裕〕。ほかに、上口・前掲注11）75頁。なお、大澤教授は、任意捜査たるおとり捜査についても、同様に、法益侵害の内容として、「国家の干渉を受けることなく独自に意思決定する自由」の制約というものを想定している（大澤裕〔演習〕法学教室242号（2000年）171頁〔長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』（2005年）所収〕）。
- 64) 大澤・前掲注36）121頁。
- 65) 反対、佐藤・前掲注36）15頁。それに対し、宇藤崇〔演習〕法学教室283号（2004年）118頁、拙稿〔判批〕甲南法学47巻4号（2007年）142頁。
- 66) 酒巻匡「おとり捜査」法学教室260号（2002年）106、110頁参照。
- 67) 浦部・前掲注11）46頁。
- 68) 芦部・前掲注4）121－2頁。
- 69) そのほか、野中ほか・前掲注11）266頁〔野中俊彦〕、佐藤・前掲注8）459頁、辻村・前掲注11）177頁など参照。

- 70) 川出・前掲注20) 36-7頁。ほかに、古江・前掲注54) 193頁、上口・前掲注11) 75頁。なお、佐藤・前掲注38) 140頁、河上和雄「在宅被疑者に対する徹夜の取調べ—東京高裁昭和60年5月27日判決(高検速報2796号)」判例タイムズ575号(1986年)15頁も参照。
- 71) 最決平成元年7月4日刑集43巻7号581頁参照。
- 72) なお、川出・前掲注20) 37頁。
- 73) もちろん、任意に取調べに応じた場合でも、事実上、取調べに伴う不利益ないし負担が生じることは否定し得ないけれども、そのような不利益ないし負担については、法的な観点からは、意味ないし重要性を有するものとは評価し得ないのである。
- 74) 大澤=川上・前掲注54) 82-3頁〔大澤裕、佐藤隆之「在宅被疑者の取調べとその限界(三)」法学71巻2号(2007年)60頁。〕
- 75) 佐藤・前掲注36) 9頁。福井厚『刑事訴訟法(第6版)』(2009年)74-5頁も参照。なお、佐藤准教授は、任意捜査たるおとり捜査についても、同様に、その法益侵害の内容として、「捜査の公正」というものを想定している(佐藤隆之「おとり捜査」松尾浩也=井上正仁編『刑事訴訟法判例百選(第7版)』(1998年)27頁、佐藤隆之「判批」現代刑事法12号(2000年)91頁、佐藤隆之「おとり捜査の適法性」法学教室296号(2005年)45頁【以下、「佐藤①」として引用】)。
- 76) 本稿第二章第二節第三款参照。
- 77) 多和田隆史「判解」法曹時報59巻7号(2007年)207頁、大澤=川上・前掲注54) 82頁、大澤・前掲注63) 242頁参照。
- 78) このことは、おとり捜査に対しても妥当する。任意捜査たるおとり捜査における法益侵害の内容として「捜査の公正」の侵害を認めることは(佐藤①・前掲注75) 45頁、川出・前掲注20) 36頁、前田雅英「おとり捜査とその違法性」研修677号(2004年)7頁、宮木康博「判批」刑事法ジャーナル11号(2008年)134頁など、理論的に困難というべきであろう。
- 79) 佐藤①・前掲注75) 45頁。
- 80) 酒巻②・前掲注36) 293頁、大澤・前掲注57) 162頁参照。
- 81) 酒巻①・前掲注36) 77頁、酒巻②・前掲注36) 292-3頁参照。
- 82) 大澤=川上・前掲注54) 82頁〔川上拓一〕、大澤・前掲注36) 121頁、古江・前掲注54) 193頁、佐々木=猪俣・前掲注36) 379頁〔猪俣尚人〕参照。なお、拙稿・前掲注65) 145頁も参照。
- 83) 拙稿・前掲注65) 145頁参照。